

平成の大改正 新「会社法」誕生 連載…第1回「有限会社がなくなる!？」

今年の5月をめどに、旧「商法」が廃止され、新「会社法」が誕生します。

Q. 新会社法が施行されると有限会社がなくなると聞いたのですが、本当ですか？

A. 半分正しいのですが、正確ではありません。

1. 新会社法の施行と同時に、従来の有限会社は株式会社とみなされることになり、今後有限会社を設立することはできません。
2. しかし、新会社法施行の時点で現に存在する有限会社については、株式会社でありながら通常の株式会社とは違った特別な規律に服することになります。その意味で、従前の有限会社が通常の株式会社と同様に扱われるわけではありません。商号も「有限会社」のまま変わりません。

Q. 株式会社なのに通常の株式会社とは違い、しかも商号は「有限会社」のままなんて、頭が混乱してきますね。これまでとはどう違うのですか？

A. 多くはこれまでの有限会社と同じです。ただし、一部変わる点もあります。

1. 有限会社は、株式会社よりも簡素な手続で運営できるという長所がありました。
 2. 新会社法施行時に現に存在する有限会社については、新会社法の特則が設けられ、基本的にはこれまで同様の簡略な運営が可能な仕組みとなっています（例えば、取締役・監査役に任期はなく、決算公告の義務もありません。）。
 3. ただし、これまでと異なる点もいくつかあります。主な変更点は次のとおりです（紙幅の関係で全てはご紹介できません。ご了承下さい。）。
- 1) 有限会社の「社員」は「株主」に、「持分」は「株式」にそれぞれ名称が変更される。
 - 2) 有限会社の社員は50名以下に制限されたが、新法はこの規制を撤廃。
 - 3) 有限会社は社債や新株予約権の発行ができないが、新法では可能に。
 - 4) 新会社法で新たに制度化された補欠取締役・補欠監査役の制度が適用される。
 - 5) 有限会社では取締役の競業取引・利益相反取引を社員総会が認めた場合、当該取締役は会社に対

する責任を問われないが、新法では、たとえ株主総会がこれらの取引を認めても、取締役は当然には免責されない。

Q. 補欠取締役・補欠監査役とはどんな制度ですか？

A. 取締役・監査役等の役員が欠けた場合に備え、予め補欠要員を選任しておく制度です。

1. 有限会社は取締役1人でも運営できる手軽な組織ですが、その人に万一のことがあると、後任選出までの間、会社の実務を執る人がいなくなってしまう。
2. こうした場合に備え、予め株主総会で補欠取締役を選任しておけば、改めて総会を開かなくても即座に補欠取締役が取締役に就任でき、会社経営のブランクを最短にすることができます。一例として、高齢の経営者がご子息を補欠取締役に選任しておくといった利用法が考えられます。
3. 補欠取締役の任期は、特に定めない限り、次の定時総会までとなります。

Q. 新会社法施行前にしておいた方がよいことはありますか？

A. 組織変更による資産の評価替えをお考えであれば、会社法施行前に株式会社への組織変更をする必要があると考えられます。

1. 新会社法施行後も、通常の株式会社への移行は認められますので、現在、有限会社から株式会社への組織変更をお考えの方も、ご心配には及びません。
2. ただし、新会社法施行と同時に既存の有限会社は自動的に株式会社となりますから、施行後に通常の株式会社へと移行しても、組織変更には該当しないという解釈が一般的です。
3. そこで、組織変更の際に例外的に認められる資産の評価替えを実施したい場合には、会社法施行日前に株式会社への組織変更をする必要があると考えられます。

(連載つづく)

(村上・外山・岩垂法律事務所／弁護士 定近 直之)